①国名	マレーシア Malaysia (MY)
②名称	Ministry of Domestic Trade and Cost of Living / **Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)**
③所在地	Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO) Level 5, Menara MyIPO, PJ Sentral, Lot 12, Persiaran Barat, Seksyen 52 Petaling Jaya, 46200 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia.
④連絡先	(電話) (603) 2299 8400 (FAX) (603) 2299 8989 (E-mail) ipmalaysia@myipo.gov.my (internet) https://www.myipo.gov.my/en/home/
⑤組織の長	Director General : **Mr. Kamal Kormin**
⑥沿革	(1) マレーシアにおける特許の保護は、1986 年 10 月 1 日に施行された 1983 年特許法により行なわれている。旧制度である。英国特許の再登録制度は廃止された。 (2) この 1983 年特許法は 2001 年に改正され、この 2001 年の改正では特許の存続期間が、「特許付与の日から 15 年」が「出願日から 20 年」に変更された。 (3) 2003 年 8 月 14 日以降、2001 年 8 月 1 日以前に申請された出願に付与された特許の存続期間が、「特許付与日から計算して 15 年」又は「出願日から計算して 20 年」の何れか長い方となった。 (4) 2003 年 3 月 3 日にマレーシア知的財産権公社(PHIM)が設立された。 (5) 2002 年 7 月 1 日及び 2003 年 6 月 19 日には、特許に関する規則が改正され、修正実体審査の所定国として認められる国として、米国、英国、オーストラリア、EPO の他に日本と韓国がそれぞれ加えられた。 (6) 2006 年には、PCT に加盟し、日マレーシア経済連携協定(EPA)も発効した。 (7) 2013 年 1 月 18 日に意匠法(2013 年法律 No.A1149)により意匠法(2002 年法律 No.A1140)の一部改正が行われ、2013 年 7 月 1 日から施行された。この改正により、意匠権の存続期間が最長 15 年から同 25 年に 延長された。 (8) 2019 年に商標法及び商標規則の全面改正並びにマドプロ加盟を行った。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、集積回路の回路配置の保護、著作権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フイルム登録	マドリッド (原産地表示)
1989/1/1	1990/10/1			
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1989/1/1			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
			2012/9/27	2012/9/27
ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2022/6/30				
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2019/12/27	2006/8/16		2007/9/28
ストラスブール	ウィーン	WTO		
	2007/9/28	1995/1/1		

①国名	マレーシア Malaysia (MY)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	6,828	7,534	7,374	7,405
	(内　外国出願)	5,839	6,651	6,554	6,562
	(内日本から)	1,460	1,427	1,365	1,304
	(内　PCT ルート)	4,839	5,610	5,445	5,331
実用新案	全数	187	175	168	196
	(内　外国出願)	66	55	52	98
意匠	全数	1,701	1,739	1,656	1,742
	(内　外国出願)	1,126	1,271	1,261	1,216
	(内日本から)	218	171	200	229
商標	全数	37,264	40,378	37,730	40,431
	(内　外国出願)	18,851	20,254	19,135	20,411
	(内日本から)	2,205	1,910	1,643	1,427
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	8,206	6,876	5,957	5,211
	(内　外国出願)	7,059	5,836	5,181	4,561
	(内日本から)	1,930	1,740	1,399	1,175
	(内　PCT ルート)	5,897	4,948	4,277	3,573
実用新案	全数	297	186	248	302
	(内　外国出願)	81	58	68	78
意匠	全数	1,266	965	1,844	1,808
	(内　外国出願)	939	766	1,389	1,422
	(内日本から)	269	95	229	211
商標	全数	35,943	39,768	40,031	31,864
	(内　外国出願)	25,186	25,754	23,248	19,010
	(内日本から)	3,224	3,139	2,501	1,705

(出典)： WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

<組織図>MyIPO は Ministry of Domestic Trade and Cost of Living (国内取引・生活費省)の下部組織である。

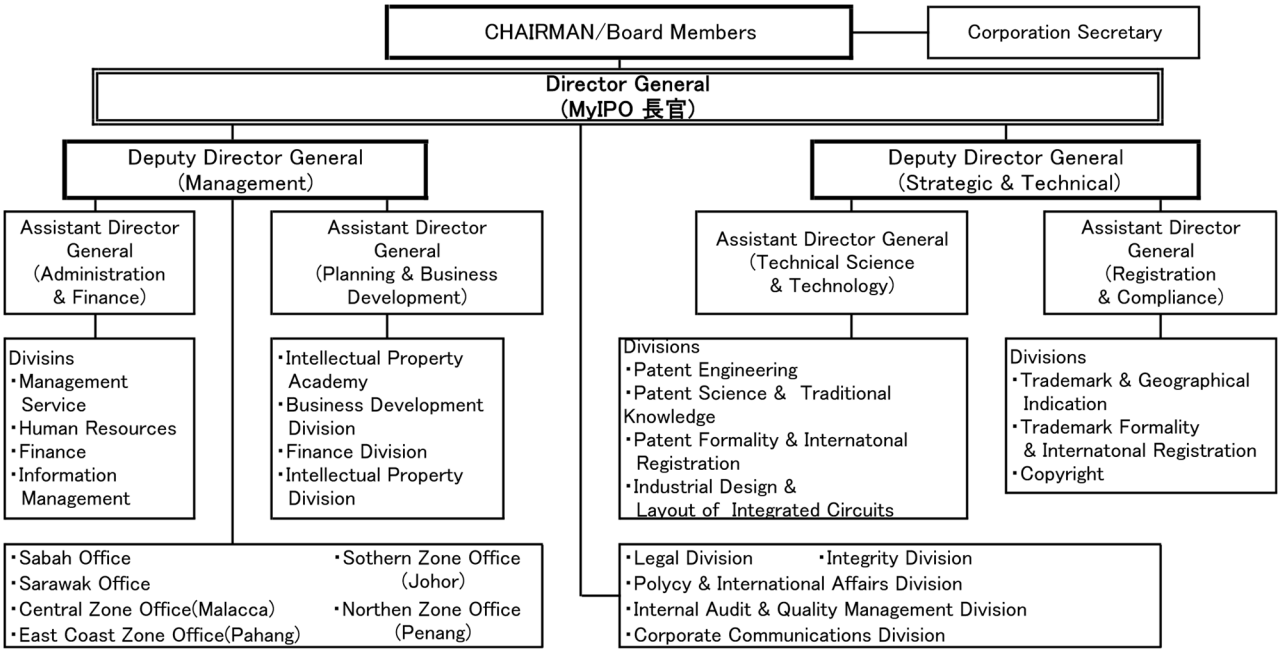

(出典)：マレーシア特許庁組織図 (2023 年 5 月現在)
https://www.myipo.gov.my/en/about/?lang=en ORGANIZATION CHART

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022 年 3 月 18 日施行（2022 年法律 A1649 により改正された特許法） 2022 年 3 月 18 日施行（2022 年法律 PU(A)68 により改正された特許規則）
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。(特許法第 1 条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第 18 条、特許規則 10)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシアに本拠も居所も有していないマレーシアに非居住の出願人は、代理人を選任しなければならない。(特許法第 86 条(5))
	⑦出願言語	マレーシア国語、英語（特許規則 18(11)）
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与証明書が発行された日から効力が発生し、出願日から 20 年まで。(特許法第 35 条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用及び内外国刊行物(特許法第 14 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願日から 1 年以内に出願人又はその前の権利者による開示。 (特許法第 14 条(3))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 植物、動物の品種又は人工の微生物を除く植物又は動物の生産の本質的な生物学的方法、微生物学的方法、及びこのような微生物学的方法の産物 (3) 事業活動、純粋に精神的な行為又は遊戯の遂行に関する計画、規則及び方法 (4) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法又は動物の身体に実行される診断方法、等。 (以上は特許法第 13 条) (5) 産業上利用可能でない発明 (特許法第 11 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。２種類の実体審査制度(SE、MSE)がある。 (特許法第 29A 条、第 30 条) 実体審査(SE)：マレーシア知的財産公社による独自の審査。登録官により求められた場合/相当と認められる場合には、対応外国出願の審査結果等を提出しなければならない。 (特許法第 29A 条、特許規則 27(3)) 修正実体審査(MSE)：所定国（米国、英国、オーストラリア、EPO、韓国、日本）で対応外国出願が特許になっている場合、その審査結果に基いて審査される。マレーシア知的財産公社においては、簡単な追加的審査のみが行われる.。 (特許規則 27A)
	⑬審査請求制度の有無	有。 実体審査（SE)：出願日から 18 月以内。　　(特許規則 27) ※実体審査請求書の提出期限は、延長不可。 修正実体審査（MSE)：出願日から 18 月以内。　(特許規則 27A) ※ 請求により、修正実体審査請求書の提出期限は、「出願日から最大 5 年以内」まで延長可能。　(特許法第 29A 条(6)、特許規則 27B)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。特許規則 27 に基いて実体審査を請求した出願人は、出願が特許法第 33D 条又は第 34 条に基いて公開された後、マレーシア知的財産公社に対し、迅速な審査を請求することができる。通常審査が 2 月の応答期限であるが、迅速審査の場合 3 週間以内であり、この期間内に応答しない場合、迅速審査の請求は取り下げられたと見なされ、通常審査の手続及び期限が適用される。(特許規則 27E)

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。尚、所定の手数料を支払うことにより「早期公開」を申請することができる。(特許法第33D条(1)、第34条)
	⑯異議申立制度の有無	有。「特許付与の公告(日)」から所定の期間内に、登録官に対して異議申し立てることができる。　(特許法第55A条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、以下の場合に、利害関係人が裁判所へ無効訴訟を提起することができる。 (1) 異議申立の登録官による決定に不服の場合、若しくは、 (2) 異議申立の登録官による決定が下されていないが、当事者の双方が無効訴訟の開始に同意した場合、又は、利害関係人が侵害訴訟の被告である場合。(特許法第56条、第56A条)
	⑱実施義務	有。以下のいずれかの場合に、強制実施権が設定される可能性がある。 (1)特許の付与から3年又は特許出願の出願日から4年のうち、いずれか遅い方が経過するまでに、正当な理由なく実施されていない場合。 (2)特許の付与から3年又は特許出願の出願日から4年のうち、いずれか遅い方が経過するまでに、正当な理由なく、その実施が公衆の需要を満たしていない場合。 (3)特許の付与後に、正当な理由なく不当に高い価格で販売(実施)された場合。 (4)特許の付与後に、公衆衛生のために、医薬品を製造し、輸出する場合。 (5)後の特許発明の実施に必要不可欠であり、且つ、後の特許発明の実施に顕著な経済的意義を有するとマレーシア知的財産公社に認定された場合。 (特許法第49条(1)、(1A)、第49A条)
	⑲費用単位 RYM (ﾏﾚｰｼｱ・ﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ)	[出願から登録までに掛かる費用] 基本出願料　290 RYM(請求項数10まで) 追加出願料　20 RYM(請求項数11－20まで、1請求項ごとに) 30 RYM(請求項数21－30まで、1請求項ごとに) 40 RYM(請求項数31－40まで、1請求項ごとに) 50 RYM(請求項数31－40まで、1請求項ごとに) 実体審査請求料　1,100 RYM 修正実体審査請求料　640 RYM 登録手数料及び初年次の年金の規定はない。 [特許権の維持に掛かる費用] 年金 2年次　290 RYM　11年次　1,020 RYM 3年次　360 RYM　12年次　1,140 RYM 4年次　440 RYM　13年次　1,280 RYM 5年次　530 RYM　14年次　1,450 RYM 6年次　630 RYM　15年次　1,550 RYM 7年次　730 RYM　16年次　1,900 RYM 8年次　830 RYM　17年次　2,100 RYM 9年次　910 RYM　18年次　2,400 RYM 10年次　990 RYM　19年次　2,700 RYM 20年次　2,900 RYM
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
実用新案 (注)特許法の中に「実用発明」として規定されている。	②最新実用新案法の施行年月日	2022 年 3 月 18 日施行 (2022 年法律 A1649 により改正された特許法) 2022 年 3 月 18 日施行 (2022 年法律 PU(A)68 により改正された特許規則) (特許法の中に「実用発明」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。 (特許法第 1 条)
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 18 条、特許規則 10)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシアに本拠も居所も有していないマレーシアに非居住の出願人は、代理人を選任しなければならない。(特許法第 86 条(5))
	⑦出願言語	マレーシア国語、英語 (特許規則 18(11))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案証が発行された日から効力が発生し、出願日から 10 年。更に、5 年を 2 回延長できる。(最長 20 年) (特許法第 35 条を準用する第 17A 条(第 2 附則))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物及び先願のマレーシア特許・実用新案 (特許法第 14 条を準用する第 17A 条(第 2 附則))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願日から 1 年以内に出願人又はその前の権利者による開示。 (特許法第 14 条を準用する第 17A 条(第 2 附則))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 植物、動物の品種又は人工の微生物を除く植物又は動物の生産の本質的な生物学的方法、微生物学的方法、及びこのような微生物学的方法の産物 (3) 事業活動、純粋に精神的な行為又は遊戯の遂行に関する計画、規則及び方法 (4) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法又は動物の身体に実行される診断方法、等。 (以上、特許法第 13 条を準用する第 17A 条(第 2 附則)) (5) 産業上利用可能でない考案。「方法」は実用発明として登録対象。 (特許法第 17 条を準用する第 17A 条、特許規則 45(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。実用新案は進歩性 (第 15 条)を判断しない。(特許法第 17A 条(2)) 新規性等について 2 種類の実体審査制度(SE、MSE)がある。 (特許法第 29A 条、第 30 条) 実体審査(SE):マレーシア知的財産公社による独自の審査。登録官により求められた場合/相当と認められる場合には、対応外国出願の審査結果等を提出しなければならない。(特許法第 29A 条、特許規則 27(3)) 修正実体審査(MSE):所定国 (米国、英国、オーストラリア、EPO、韓国、日本) で対応外国出願が特許になっている場合、その審査結果に基いて審査される。マレーシア知的財産公社においては、簡単な追加的審査のみが行われる。(特許規則 27A) (上記を準用する特許法第 17A 条、特許規則 45(3))
	⑬審査請求制度の有無	有。 実体審査 (SE):出願日から 18 月以内。 (特許規則 27) ※実体審査請求書の提出期限は、延長不可。 修正実体審査 (MSE):出願日から 18 月以内。 (特許規則 27A) ※ 請求により、修正実体審査請求書の提出期限は、「出願日から最大 5 年以内」まで延長可能。 (特許法第 29A 条(6)、特許規則 27B) (上記を準用する特許法第 17A 条、特許規則 45(3))

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。特許規則 27 に基いて実体審査を請求した出願人は、出願が特許法第 33D 条又は第 34 条に基いて公開された後、マレーシア知的財産公社に対し、迅速な審査を請求することができる。通常審査が 2 月の応答期限であるが、迅速審査の場合 3 週間以内であり、この期間内に応答しない場合、迅速審査の請求は取り下げられたと見なされ、通常審査の手続及び期限が適用される。 (特許規則 27E を準用する特許法第 17A 条、特許規則 45(3))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から 18 月経過後に公開される。尚、所定の手数料を支払うことにより「早期公開」を申請することができる。 (特許法第 33D 条(1)、第 34 条を準用する第 17A 条、特許規則 45(3))
	⑯異議申立制度の有無	有。「特許付与の公告(日)」から所定の期間内に、登録官に対して異議申し立てることができる。　(特許法第 55A 条を準用する第 17A 条、特許規則 45(3))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、以下の場合に、利害関係人が裁判所へ無効訴訟を提起することができる。 (1) 異議申立の登録官による決定に不服の場合、若しくは、 (2) 異議申立の登録官による決定が下されていないが、当事者の双方が無効訴訟の開始に同意した場合、又は、利害関係人が侵害訴訟の被告である場合。 (特許法第 56 条、第 56A 条を準用する第 17A 条(第 2 附則)、第 17A 条、特許規則 45(3))
	⑱実施義務	有。以下のいずれかの場合に、強制実施権が設定される可能性がある。 (1)特許の付与から 3 年又は特許出願の出願日から 4 年のうち、いずれか遅い方が経過するまでに、正当な理由なく実施されていない場合。 (2)特許の付与から 3 年又は特許出願の出願日から 4 年のうち、いずれか遅い方が経過するまでに、正当な理由なく、その実施が公衆の需要を満たしていない場合。 (3)特許の付与後に、正当な理由なく不当に高い価格で販売(実施)された場合。 (4)特許の付与後に、公衆衛生のために、医薬品を製造し、輸出する場合。 (5)後の特許発明の実施に必要不可欠であり、且つ、後の特許発明の実施は顕著な経済的意義を有するとマレーシア知的財産公社に認定された場合。 (特許法第 49 条(1)、(1A)、第 49A 条を準用する第 17A 条、特許規則 45(3))

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
	⑲費用単位 RYM(ﾏﾚｰｼｱ・ﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 140 RYM 実体審査請求料 1,100 RYM 修正実体審査請求料 640 RYM 登録手数料及び１、２年次の年金に関する規定はない [実用新案の権利維持に掛かる費用] 年金 3 年次 170 RYM　12 年次 940 RYM 4 年次 240 RYM　13 年次 1,090 RYM 5 年次 290 RYM　14 年次 1,270 RYM 6 年次 350 RYM　15 年次 1,550 RYM 7 年次 350 RYM　16 年次 1,650 RYM 8 年次 420 RYM　17 年次 1,820 RYM 9 年次 420 RYM　18 年次 1,930 RYM 10 年次 480 RYM　19 年次 2,090 RYM 11 年次 670 RYM　20 年次 2,200 RYM
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013 年 7 月 1 日施行意匠法（2013 年法律 A1449 号による改正） 2013 年 7 月 1 日施行意匠規則（2013 年法律 PU(A)182 による改正）
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。(意匠法第 1 条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第 10 条(4)、第 11 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシア外に居所又は主要な事業所がある出願人は、マレーシアにおいて代理人を選任しなければならない。(意匠法第 14 条(2))
	⑦出願言語	マレーシア国語、英語(意匠規則 6)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	意匠登録の効力が生じたとみなされる出願日から 5 年。さらに 5 年間ずつ 4 回延長することができる(最長 25 年)。 (意匠法第 25 条(1)(2))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (意匠法第 12 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は、何れの場合も意匠の開示日が 6 月。 (1) 意匠が公式又は公認の博覧会における展示による意匠の公開 (2) 意匠が出願人又は出願人の現権利者以外の第三者による不法行為の結果としての意匠の開示(意匠法第 12 条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第 13 条) (2) 信託の表示、暗示又は推定通知 (意匠法第 7 条) (3) 製造物品または手工芸品以外のもの（例えば、天然物）の意匠 (4) 物品の機能によってのみ決定された意匠 (5) 他の物品の外観に依存し、当該物品の不可分の一部を構成する意匠 (以上は意匠法第 3 条)
	⑫実体審査の有無	無。意匠出願の審査は、方式要件についてのみ行われ、方式要件を遵守しているときは登録される。 (意匠法第 21 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。明確な規定はないが、物品の部品が製作及び販売され、登録要件を充足していることを前提として意匠登録によって保護されている。
	⑯関連意匠制度の有無	有。本意匠のみを理由とした関連意匠は拒絶されない。ただし、当該意匠の存続期間は本意匠のそれを超えない。 (意匠法第 23 条、意匠規則 17)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。意匠に係る物品には組物を含む。 (意匠法第 3 条)
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (意匠規則 7)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たしていると公報により公告(公開)される。 (意匠法第 22 条、第 21 条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は、何人も裁判所へ提訴することができる。(意匠法第 27 条) また、侵害訴訟における抗弁として、意匠の無効を主張することができる。(意匠法第 34 条)
	㉓登録表示義務	無

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
	㉔費用単位 RYM(ﾏﾚｰｼｱ・ﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 （書面出願）　500 RYM(1 意匠)　500 RYM(1 超の各意匠につき) （電子出願）　480 RYM(1 意匠)　480 RYM(1 超の各意匠につき) [意匠権の維持に掛かる費用] 年金 最初の更新の更新料 2 回目～5 回目の更新の更新料 （書面出願）　800 RYM(1 意匠)　800 RYM(1 超の各意匠につき) （電子出願）　780 RYM(1 意匠)　780 RYM(1 超の各意匠につき) (意匠規則 3、附則 1)
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2019 年 12 月 27 日施行商標法 2022 年 3 月 18 日施行商標規則（2022 年法律 PU(A)67 による改正）
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。（商標法第 2 条）
	④他国制度との関係	マドリッド議定書締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、団体商標、周知商標 （商標法第 2 条、第 3 条、第 72 条、第 73 条）
	⑥商標の種類	文字、数字、図形、記号、色彩、立体、音、香り、ホログラム、位置、一連の動き及びこれらの結合商標並びに連続商標。 （商標法第 2 条、第 21 条）
	⑦出願人資格	標章を使用する者若しくはその使用を考えている者又はその使用許諾をする者若しくはその使用許諾を考えている者。 （商標法第 17 条(1)）
	⑧権利付与の原則	先願主義（商標法第 24 条）
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がマレーシアに居住せず、事業を営んでいない場合には、登録商標代理人を選任しなければならない。所定の要件を具備した者が登録官により登録され、商標に関する業務を代理することができる。 （商標法第 151 条(1)，(5)、第 97 条）
	⑪出願言語	マレーシア国語、英語。（商標法第 12 条）
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標は出願日が登録日とみなされ、存続期間はその日から 10 年。10 年ごとに更新できる。（商標法第 36 条、第 39 条）
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。商標登録出願人は，マレーシア又は条約国若しくは宣言された外国において開催される公式の又は公認の国際博覧会の展示対象物である商標に対して付与される 6 月の仮保護を申請することができる。 （商標法第 28 条）
	⑭不登録対象	(1) 写実的に表示することができず，かつ，他の商品又はサービスから識別できない標識 (2) 識別性に欠く標識 (3) 商品若しくはサービスの種類，品質その他の特徴又は商品の製造若しくはサービスの提供の時期を指定するために取引上用いることができる標識又は表示のみからなる標識 (4) 現行言語又は取引慣行において慣例となった標識又は表示のみからなる標識 (5) 国名のみ又は承認された地理的表示を含むかもしくはそれからなる標識 (6) その使用が公衆に誤認若しくは混同を生じさせる虞があり，又は成文法に反する標識 (7) 商品又はサービスの性質，品質又は地理的起源に関して公衆に誤認又は誤解を生じさせる性質を有する標識 (8) 公序良俗に反する場合

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
		(9) 他人の中傷的若しくは侮辱的な事項を含み、保護を受けるのに適格でない標識 (10) 登録官が，国の利益又は安全を害し，又は害する虞がある事項を含むとみなす標識 (11) 生死を問わず，他人の名称又は表示を含むか又はそれからなる標識。ただし，出願人が本人の又は代理人の同意を登録官に提出できる場合を除く。 (12) 国の旗章，国章，記章，勲章又は王室の紋章を含むか又はそれから成る標識。ただし，所轄当局又は国際機関の許可を登録官に提出した場合を除く。 (13) 化学物質の普通名称若しくは WHO の国際一般名又はこれらと誤認する名称 (14) 何れの言語によるかを問わず，「特許」，「特許された」，「国王特許証」，「登録された」，「登録意匠」及び「著作権」の語又はこれらに類似する趣旨の語を含む標識 (以上は商標法第 23 条（絶対的要件）) (15) 先の商標と標識が同一であり、その商品若しくはサービスが同一である商標 (16) 先の商標と標識が同一でその商品若しくはサービスが類似、又は標識が類似でその商品若しくはサービスが同一若しくは類似であり、かつ、公衆において混同の虞がある商標 (17) (i) マレーシアにおいて登録されていない周知商標の標識と同一で、その商品若しくはサービスが類似、又は標識が類似でその商品若しくはサービスが同一若しくは類似である場合、 (ii) マレーシアにおいて登録されていない周知商標と標識が類似で、その商品若しくはサービスが同一又は類似である場合、 (i)又は(ii)での使用が周知商標の所有者との関係を示唆する若しくは当該使用により公衆に混同を生じる虞がある若しくは当該使用により周知商標の所有者の利益が害される商標 (18) 著作権法・意匠法等の他の法令に基づくと先の権利が妨げられる商標 (19) 未登録であるが業として既に使用されている商標又はその他の標識を保護する法規範を妨げる商標 (20) 前記相対的要件に該当し先の権利者が使用に同意した場合であっても、登録官が公共の利益及び公衆における混同の虞を考慮して認めない商標 (以上は商標法第 24 条（相対的要件）)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度	有。周知商標とは，マレーシアにおいて周知であり，かつ，条約国民又は条約国に住所若しくは現実かつ真正な営業所を有する者に属する商標。(商標法第 4 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第 18 条)
	⑱実体審査の有無及び審査制度	有。先登録又は出願についての調査が行われ、実体審査が行われる。 (商標法第 29 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査は、(a)公共の利益(b)侵害訴訟の存在若しくは侵害の虞の証拠又は(c) 政府等の機関から金銭的利益を得るための条件のいずれかの理由があり、所定の手数料を所定の期間内に申請することにより認められる。(商標法第 17 条(5)、商標規則 8(2))

①国名	マレーシア Malaysia (MY)	
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は方式要件の審査後、要件を満たしているときは公告(公開)される。　　(商標法第 29 条(3)、第 31 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、商標登録出願の公告日から 2 月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第 35 条、商標規則 40)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所へ提訴することができる。(商標法第 45 条(1))
	㉔不使用取消制度の有無	有。登録商標を 3 年以上継続して使用していない場合、利害関係人は、不使用取消請求を商品・サービスごとに裁判所に提訴することができる。提訴前 3 月の使用再開は使用とは認められない。 (商標法第 46 条(1))
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。(ニース協定には未加盟) (商標規則 11、附則 3)
	㉖図形要素の分類	国際図形分類（ウィーン図形分類）を採用している。 (商標規則 11、附則 3)
	㉗譲渡要件	無。登録商標は、営業とは関係なく全部又は一部を譲渡することができる。(商標法第 64 条(1)(2))
	㉘費用単位 RYM(ﾏﾚｰｼｱ・ﾘﾝｷﾞｯﾄﾞ)	[出願から登録までに掛かる費用] 　出願料 　事前承認リストから採用する場合 950 RYM(1 区分あたり) 事前承認リストから採用しない場合 1,100 RYM(1 区分あたり) 　公告料 50 RYM(1 区分あたり) [商標権の維持に掛かる費用] 　　存続期間更新料　　1,000 RYM(1 区分あたり) (商標規則 3、附則 1)
	㉙料金減免措置の有無	無。
	その他	地理的表記は、商標法ではなく 2000 地理的表示法[法律第 602]により保護される。